

栃木県営水力発電所（川治第一発電所ほか6箇所）の電力受給に係る公募型プロポーザル 質問回答書

第1回 令和7(2025)年7月18日

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 P5 10(3)	契約保証金の全部または一部免除について、栃木県公営企業財務規程第130条の2(3)に記載の地方自治法施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格を有する者というのは、本件の場合、参加資格3(2)の条件を満たしている者という理解でよろしいでしょうか。その場合、何をもって、「履行しないこととなるおそれがない」と認められるのでしょうか。	契約保証金の全部又は一部免除については、栃木県公営企業財務規程第130条の2の規定により個別に確認します。
2	実施要領 P2 3(2)	「小売電気事業者として電気の販売実績」について、グループ会社の販売実績も含めた電力量として考えてもよいか。	グループ会社の販売実績は含めません。
3	電力受給契約書（案）	契約書（案）について、契約候補者となった後、契約書の内容について変更することは可能か。	変更の内容によりますが、協議いたします。